# 令和5年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時:令和5年4月28日(金)14:00~15:50

場 所:石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者:以下のとおり(敬称略)

委員					
役 職	氏名	出欠	役 職	氏名	出欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿  晃	出席

	所属 氏名	所属 氏名		
事務局	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主査 山本 健太		
局局	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子		
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	保健福祉部障がい福祉課主事 武田 奏		

傍聴者:3名

# 会議次第

- 1. 開会
- 2.議事
- 3.委員による協議
- 4. その他
- 5. 閉会

# 1. 開会

# 【事務局:高井】

これより令和5年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会を開催します。本日も感染防止対策のため、室内の換気、消毒を行うこと、そして、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の専任手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いいたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いします。

# 2.議事

# 【金子委員長】

皆さんこんにちは。条例をつくっていく過程というのも大切なことなのですが、やはり条例ができてからが本当のスタートだと思います。まだ検討している途中ではありますが、この条例が石狩市や市民にとって良い方へ向かうものとなるよう、そして多くの人にこの条例をどう広めていくかも考えながらつくっていければと思います。さて、今日の会議ですが、最大で16時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

それでは次第の「2. 議事」ということで、協議事項の条例・方針書の内容の検討について、事務局からお話しをお願いします。

#### 【事務局:角田】

事務局の角田です。皆さんよろしくお願いいたします。

初めに、前回の振り返りをしたいと思います。今月お送りしたダイジェスト版第3号にも書きましたが、前回の会議では条例のたたき台の内容について「施策の推進方針 第7条」以外を皆さんと確認し、また、アンケート発表ということで、生活の中で「困ったこと」や「気になったこと」などを発表してもらいました。そして今日の会議ですが、今回は協議することが二つあります。一つ目は、お手元にある「資料1」の協議となりますが、前回皆さんで確認しました条例のたたき台の内容を市役所の法制担当者に確認してもらったので、その結果について皆さんと確認していきたいと思います。

二つ目は、「資料 2 」の協議ということで、前回のアンケート発表の内容をまとめたものから施策の推進方針づくりにつながるものを皆さんで考えていきたいと思います。

また、それぞれの協議に入った時に、改めて協議方法などを説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で《協議事項》条例・方針書の内容の検討についてお話を終わります。

# 【金子委員長】

ありがとうございました。本日の協議についてですが、一つは条例のたたき台をもう一度確認していくこと、そしてもう一つは、前回のアンケート発表のまとめから施策の推進方針づくりに向けて考えていくことの二つになりますので、よろしくお願いします。また、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話しするようお願いします。ここまで何か質問などありますでしょうか。

# (質問等、特になし)

それでは次に進みたいと思います。

# 3.委員による協議

# 【金子委員長】

それでは次第の「3.委員による協議」に入りたいと思います。協議の途中で10分の休憩をはさみながら進めていきたいと思います。まずは、事務局より資料1についての説明をお話し願います。

# 【事務局:角田】

それでは資料1の「石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台【確認】」について お話しします。最初に1ページ目の「はじめに」から「条例の全体にかかわる言葉の確認につい て」までを読みますので聞いてください。

# 《資料1:石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台【確認】》

はじめに、前回開催された令和4年度第3回検討委員会では、「条例のたたき台」の修正版について、「施策の推進方針(第7条)」以外の内容を皆さんで確認し、そして新たな意見も出されたところです。それらの確認した内容を市役所の法制担当者にみてもらいましたので、今回はその結果について、皆さんと確認していきたいと思います。また、前回もお話ししましたが、条例は法律と同じように、決まった言葉を使うことや書き方などがありますので、覚えておいてください。それでは「前文」から一つ一つ確認をしていきたいと思います。

以上が、1ページ目の「はじめに」という部分となります。

次に、同じく1ページ目の「条例の全体にかかわる言葉の確認について」の部分を読みます。

「前文」の確認に進む前に、前回の協議で意見として出されました、条例の全体で使われている「発信」と「取得」という言葉を、それぞれ「情報を伝えること」と「情報を得ること」という表現に変えることについて法制担当者に確認をした結果を報告します。

結果 変えることについては問題ないと思います。検討委員会の中でわかりやすいと思う方を 選んでもらえればと思います。

以上が結果となります。なお、今回の会議資料では、全て「発信」と「取得」を使っていますが、 今後どちらを使うのかなど検討していただきたいと思います。

# 【金子委員長】

このことについて、まずは皆さんから意見をいただきたいと思います。

#### 【福江委員】

私は「情報を伝えること」という使い方の方がわかりやすいと思いました。

# 【市川副委員長】

「情報を伝えること」というのはわかりやすいと思うのですが、「情報を得ること」の「得る」というのが難しいのかなと思いましたので、ここを「得る」ではなく「知る」の方がわかりやすくなるのかなと思いました。

# 【福江委員】

私も「知る」の方が簡単かなと思いました。

# 【金子委員長】

今意見がありましたが、「発信」を「情報を伝えること」に、「取得」というのを「情報を知ること」にそれぞれ変えてはどうか、ということですが皆さんいかがでしょうか。

# 【朝倉委員】

例えば、これが今決まったとしても、市の法制担当者に確認を取るのでしょうか。

#### 【事務局:角田】

皆さんで決めていただくのですが、今の「得る」を「知る」としたときに、この条例の言葉の意味として正しいかどうかを改めて法制担当者に確認をさせていただきたいと思います。また、今後についても、条例の中で意見が出されたときはそのたびに法制担当者に確認を取り、皆さんに結果の報告とその内容確認をしながら条例を完成させていきたいと考えております。

# 【朝倉委員】

わかりました。

#### 【三島委員】

法制担当者に確認してもらった結果、最終的には変えなければならない、ということもあるということですね。

# 【事務局:角田】

条例全体の形や言葉の意味を考えていくと変わることもあります。

# 【三島委員】

私は「得る」と「知る」という言葉の意味は違うと思うので、どちらがいいのか、または使うべきなのかをきちんと確認してもらいたいと思います。

# 【金子委員長】

他に意見はありませんか。

#### 《他、意見等なし》

今色々と意見が出されましたが、まずは「情報を伝えること」と「情報を知ること」という言葉について、これらの使い方が正しいかどうかを市の法制担当者に確認をしてもらい、次回また確認をしていければと思います。また、この条例は誰もがわかりやすいものとなるようにつくっていければと思いますので、私たち検討委員の考えも踏まえながら法制担当者に確認をしてもらえればと思います。

それでは資料1の2ページ目以降について事務局より説明願います。

# 【事務局:角田】

それでは2ページ目に入ります。ここからは、前回皆さんで確認をしました「前文」から「委任、第9条」までについて、それぞれを市の法制担当者に確認をしてもらい、いただいた回答と、その回答を参考にしながら事務局で修正の案をつくりましたので、その修正案を皆さんに確認してもらいたいと思います。また、前回確認をした一つ一つの条例の文は読まないで、法制担当者からいただいた回答と、事務局の修正案だけを読んで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは「前文」からいきます。

# 《「 前文」について、法制担当者からの回答》

回答 前文の書き始めの文と結びの文に「障がいのある、ないにかかわらず」という表現が使われていますが、ここには市の理想が書かれていて、障がいのある人もない人も、一緒にその理想を目指していこうとすることが書かれていることについては問題ないと思います。しかし、書き始めの文に続く「そのためには、市民一人ひとりが障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。」という文ですが、ここには条例の目的となる"障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくこと"というのが書かれるものと思います。ここで「障がいのある、ないにかかわらず」という表現を使うと、障がいのない人のこともしっかり考えていかなければならなく、とても広い意味の条例となり、障がい福祉に関係する人たちだけで責任を持つ条例ではなくなることから、ここの表現は変えた方が良いと思います。

# 《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人のわかる方法で情報を発信し、取得 しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用する ことが必要です。

以上が「前文」の回答と修正案となります。

#### 【金子委員長】

今説明がありましたが、「障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法で」という部分を「障がいのある人のわかる方法で」というように、障がいのある人のためとする内容に変更するということですが、このことについて何か意見などありませんか。

# 【市川副委員長】

障がいのある人のためということですが、石狩市の情報コミュニケーション条例というのを考えると、そこはもっと広い意味を持っても良いのではないかと思いました。例えばですが「障がいのある人」という部分を「障がい等、様々な特徴や困り感をもった方々の」というようにしてはどうかと思ったのですが、皆さまいかがでしょうか。

#### 【朝倉委員】

私は「障がいのある人のわかる方法で」の方がわかりやすいのではないかと思います。

#### 【椿委員】

市川副委員長の言うように、広く意味を持たせることも意味があると思うのですが、広げ過ぎると難しくなりわかりにくくなるのではないかと思いましたので、ここは「障がいのある人のわかる方法で」という方が良いのではないかと思いました。

# 【市川副委員長】

この文を考えた理由としては、障がいのある人だけではなく、それ以外にも例えば外国人や認知 症、高齢者など困り感をもった方々もこの条例に含ませることができればと思い、考えたところ でした。

# 【桑澤委員】

障がいのある人以外の意味を入れると何を目的とするのかわからなくなってしまうので、ここに は障がいのある人に関係する方が集まって考えているということもありますし、やはり目的や書 き方もわかりやすくいった方が良いのではないかと思いました。

#### 【朝倉委員】

この条例は障がい者のためのことだと思いますので、意味を広げなくてもいいのかなと思いました。

# 【三島委員】

確認なのですが、この条例は障がいのある人のための条例ということでいいのでしょうか。

基本的には障がいのある人のための条例となりますが、「前文」の書き始めと結びの中に書かれているとおり、「障がいのある、ないにかかわらず」ということで誰もが心を通わせ理解し合い暮らしやすいまちにしていく、ということも書かれています。そういう意味では、今後この条例ができたことによって障がいのある人以外にも何か目を向けなければならないと考えるきっかけになればと思っています。

# 【市川副委員長】

例えばですが、今この条例は障がいのある人のためにつくられますが、これから広い意味も含まれていくと考えた場合、普通であれば「障がい者情報コミュニケーション条例」という条例タイトルになると思いますが、そこをあえて「石狩市情報コミュニケーション条例(仮称)」という「仮称」のままでいってもいいのかなと思いました。

# 【三島委員】

もともと条例のタイトルに「仮称」という言葉を入れたのは、障がいのある人だけではなく一般 市民も含めた内容にするためという考えではなかったのですか?

# 【事務局:角田】

この検討委員会を立ち上げた目的は、障がいのある人が情報の発信や取得しやすい環境にして孤立することがないようにしていくことであり、この検討委員会メンバーも障がいのある人に関係する人たちだけとなりますので、やはり障がいのある人のためを考えてつくられる条例になるかと思います。また、条例のタイトルに「仮称」と入れたのは、障がいのある人のためという方向性は変わらないのですが、条例の内容が固まってからタイトルを自由につくっていければという考えがあったからとなります。

#### 【市川副委員長】

条例をつくっていく形としては、法制担当者の回答のとおり「障がいのある人のため」という方向でつくられていくのかなと思うのですが、つくっていく中で皆さんの気持ちの中に「障がいのある人のため」だけではなく、「前文」に理想として書かれているように、まずは障がいのある人からスタートをしますが、障がいのあるないにかかわらず誰もがこの条例に関われるものであり、色んな人への広がりをみせる仮称の条例なんだという想いを持ちながらつくっていければいいなと思いました。

#### 【杉本委員】

色々な意見が出されましたが、やはり私はわかりやすい方が良いと思うので、「障がいのある人のため」という形でつくっていければいいなと思ました。

# 【土谷委員】

当事者もこの条例をみることを考えると、「障がいのある人のため」という方向性も含めやはり わかりやすい方が良いのではないかと思いました。

# 【高橋委員】

障がいのある人にもわかるような条例ということを考えると、私もわかりやすい方がいいのかな と思いました。また、「前文」には理想が書かれており広い意味を持つことも理解できますが、や はり障がいのある人のための条例になるのではないかと思いました。

# 【椿委員】

条例の意味を広げ過ぎると、受け取る側もわかりづらくなるのではないかと思いますので、やはり「障がいのある人のため」ということでつくられる方が良いと思いました。

# 【金子委員長】

福江委員はどう思いますか。

# 【福江委員】

どうしていいのかちょっと難しいです。

# 【金子委員長】

皆さんご意見ありがとうございました。「障がいのある人のため」という方向性はあると思うのですが、やはり検討委員会としては先ほど市川副委員長がお話ししたとおり、全ての人に関わるものだという想いをもちながらこれからつくっていければと思います。

それでは最終確認となりますが、今協議しました「前文」の修正案について事務局案に賛成の 方はお手元にある丸いカードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

それでは次の項目に進みます。

# 【事務局:角田】

次は、4ページの「目的、第1条」となります。

また、ここの回答は4つありますので、お聞きください。

《「目的、第1条」について、法制担当者からの回答》

回答 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき」という部分ですが、この法律には「障害者」がきちんと定義され、そして今つくっている条例にも「定義(第2条)」のところに「障がいのある人」つまり障害者が同じく定義されていますので、今つくっている条例と法律はつながっており法律に基づいているということがわかることから、ここに法律名を書く必要は

ないと考えます。

- 回答 「障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法」と書かれていますが、「前文」の【回答】のところで書いたとおり、この条例の目的は、"障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくこと"ですので、「障がいのある人」のための目的とするべきだと考えます。
- 回答 「基本理念と定め」と書かれていますが、基本理念については条例の「基本理念(第3条)」に書かれるものであり、ここには目的として「障がいのある人への環境の整備」について書かれるべきだと考えます。
- 回答 「誰もが」と書かれていますが、ここはどんな人かをきちんと書くべきなので、「障がいのある、ないにかかわらず」の方が良いと思います。

《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 この条例は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得ができること及び コミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を整備し、石狩市(以下「市」 という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいの ある、ないにかかわらず分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的と します。

以上が「 目的、第1条」の回答と修正案となります。

# 【金子委員長】

今それぞれ説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

#### 【三島委員】

「前文」でも出ていたのですが、修正案の中の「障がいのある人のわかる方法」という文で、ある人「の」を、ある人「が」にしても良いかと思いますがどちらが良いのでしょうか。

# 【事務局:角田】

どちらが適切なのか、法制担当者に確認し、次回お伝えしたいと思います。

# 【金子委員長】

他にないでしょうか。

# 《意見等、特になし》

それでは、一点、文字について確認してもらうことがありましたが「 目的、第1条」の修正案 について事務局案に賛成の方はお手元にある丸いカードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

それではここで10分間の休憩に入ります。

# 【金子委員長】

時間となりましたので会議を再開いたします。次の項目に進みます。

# 【事務局:角田】

次は、6ページの「定義、第2条」となります。

また、ここの回答は3つありますので、お聞きください。

《「目的、第1条」について、法制担当者からの回答》

- 回答 「(3)コミュニケーション手段」のところに、「ICT」や「スマートフォン」などの 用語を入れることについてですが、ここに書かれている用語は、障がいのない人が一般的に利用するようなコミュニケーション手段以外のものが書かれていると思われるので、障がいのある人向けの特殊な ICT やスマートフォンなどであれば定義することも考えられますが、一般的に利用されているコミュニケーション手段をここに定義することは難しいと考えます。次に、「漢字や片仮名」と書かれていますが、ここは「漢字及び片仮名」という書き方が正しいです。最後に、「るび振り」という用語ですが、ここは「ひらがなをつける」に変えた方が良いと考えます。
- ◆回答②⇒「(4)市民」のところで「通勤する者、又は通学する者」と書かれていますが、ここを「通勤する者又は通学する者」という句読点を取った書き方が正しいです。
- ◆回答③⇒「(7)合理的配慮」のところに書かれている「また、合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません」という文ですが、ここは言葉の説明が書かれるところなので、「~しなくてはなりません」という文が書かれるものではなく、書くとするとこの後の「責務」や「役割」のところで書かれるものだと考えます。

#### 《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 (3)コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字及び片仮名などにふりがなをつける、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字、ICT(情報伝達技術)機器その他の障がいのある人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。

- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。
- (7)合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。

以上が「 定義、第2条」の回答と修正案となります。

また、事務局の修正案について説明がありますので聞いてください。

説明 「(3)コミュニケーション手段」の中に「ICT(情報伝達技術)機器」という言葉を入れました。法制担当者の回答では、ここに書くことは難しいということでしたが、全国の条例を調べたところ、東京都渋谷区で制定された、情報コミュニケーション条例と同じような条例(渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例:2022年4月制定)に同じ言葉が定義の中で使われていたので、私たちの条例にも同じように書いても良いかどうか、もう一度確認してみようと思います。

説明は以上となります。

また、次の9ページにあります「 定義、第2条」に書かれている用語の意味の解説部分の説明 は省略いたします。

# 【金子委員長】

今説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

# 【高橋委員】

「(4)市民」のところで「通勤する者又は通学する者」とありますが、「又は」ですと A か B か というように分けた言い方になるのかなと思いましたので、ここは A も B もということで「及び」を使うのが良いのではないかと思いましたがどうでしょうか。

# 【事務局:角田】

どちらが適切なのか、法制担当者に確認し、次回お伝えしたいと思います。

#### 【三島委員】

今協議している修正案とは別の部分となるのですが、「 定義、第2条」の中の「(6)コミュニケーション支援者」のところで「音訳者(朗読者を含みます。)」と書かれていますが、コミュニケーション支援者に朗読者というのは該当しませんので、削除をお願いしたいと思います。理由ですが、「朗読者」というのは、例えば詩や小説などを読むときに感情を入れて読み聞かす人のことで、それに対して「音訳者」というのは、視覚に障がいのある人が情報を得るために、感情を入れずに書かれている内容を読んで聞かせるということになります。朗読者と音訳者にはこういう明確な違いがあるので、削除をお願いしたいと思います。

#### 【朝倉委員】

感情を入れないで情報を伝える「音訳者」というのが、視覚に障がいのある人にとって普段から必要とされる情報の取得方法だとは思うのですが、感情を入れて読み聞かす「朗読者」というのも、視覚に障がいがある人にとって情報を得る方法になると思うので、「音訳者(朗読者を含みます。)」という書き方は、これはこれで良いのではないかと思いました。

# 【桑澤委員】

視覚に障がいのある者の立場からお話しすると、「朗読者」のように感情を入れて小説などを読まれると、逆に話が入ってこないことがあります。「情報を伝えること」ということを考えますと、コミュニケーション支援者というのはやはり「音訳者」だけになると思います。

#### 【高橋委員】

事務局に聞きたいのですが、なぜ「音訳者 ( 朗読者を含みます。)」という書き方にしたのか教えてください。

# 【事務局:角田】

事務局としては、先ほど朝倉委員からもお話がありましたが、視覚に障がいのある人への情報を伝える方法として「音訳者」だけではなく「朗読者」も含まれるのではないかと考え、このような書き方としたところでした。ただ、三島委員と桑澤委員より、それぞれの違いや具体的な説明を聞いて本当に適切であったのか考え直しているところです。こちらについてですが、検討委員の皆さんでどういう形にするのか検討いただければと思います。

# 【高橋委員】

事務局の話はわかりました。ところで、子どもに対する読み聞かせは「音訳者」と「朗読者」のどちらになるのですか。

# 【三島委員】

どちらかというと朗読者になると思います。

# 【高橋委員】

それであれば、朗読者を含むということも間違いではないのかなと思いました。

# 【三島委員】

先ほどもお話ししましたが、「音訳者」と「朗読者」には違いがあることと、桑澤委員など視覚に 障がいのある人が CD で聞く音声には感情は入っておらず、それが普通となっています。また、 私が入っている「石狩朗読ボランティアの会」でも「音訳者」との違いがあることから、やはり 「朗読者」は含まれないのではないか、という意見になったところです。

#### 【市川副委員長】

三島委員と桑澤委員のお話を聞いて、定義に書かれている「コミュニケーション支援者」という 言葉を改めて考えてみると、やはり「朗読者」のような読み聞かせとは違うのかなと思ったので、 「朗読者を含みます」という文は消してもいいのかなと思いました。

# 【金子委員長】

他に意見などないでしょうか。

# 《意見等、特になし》

今色々な意見が出されましたが、「朗読者」についてここに入れるか入れないかを多数決で決めたいと思います。「朗読者を含みます。」という文を消した方が良いと思う方、丸い賛成のカードをあげて下さい。

#### 《賛成の丸いカード多数》

丸い賛成カード多数ということで、検討委員会の中では「朗読者を含みます。」という文を消す形にしたいと思います。

最後に、「 定義、第2条」の修正案についてですが、こちらについては皆さんいかがでしょうか。

(賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし)

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。 それでは次の項目に進みます。

#### 【事務局:角田】

次は、10ページの「基本理念、第3条」となります。

《「基本理念、第3条」について、法制担当者からの回答》

回答 「障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の発信や取得及び コミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重」と書かれていますが、 ここには「障がいのある人」のことが書かれるものと考えられ、また、コミュニケーションをしやすい環境整備についても基本理念に書くべきだと考えます。

#### 《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段 の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重し、障がいのある人もない人も互いにコミュニケーションをしやすい環境を目指します。

以上が「 基本理念、第3条」の回答と修正案となります。

# 【金子委員長】

今説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

# 《意見等、特になし》

それでは、「④基本理念、第3条」の修正案について事務局案に賛成の方はお手元にある丸いカードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

それでは次の項目に進みます。

次は、12ページの「 市の責務、第4条」となります。

また、ここからの回答は、「 目的、第1条」の「回答 」のとおりに修正することになりますので、回答というよりも確認という形になるかと思います。

《「市の責務、第4条」について、法制担当者からの回答(確認)》

回答 「 目的(第1条)」の「回答 」のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。

《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいのある 人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進 するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

以上が「市の責務、第4条」の回答と修正案となります。

# 【金子委員長】

今説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

# 《意見等、特になし》

それでは、「 市の責務、第4条」の修正案について事務局案に賛成の方はお手元にある丸いカードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

それでは次の項目に進みます。

#### 【事務局:角田】

次は、14ページの「⑥市民の役割、第5条」となります。

こちらも、先ほどの「 市の責務、第4条」と同じように、確認という形になります。

《「⑥市民の役割、第5条」について、法制担当者からの回答(確認)》

回答 「 目的(第1条)」の「回答 」のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。

《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 市民は、基本理念に対する理解を深め、 障がいのある人のわかる方法による情報の 発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力す るよう努めるものとします。

以上が「⑥市民の役割、第5条」の回答と修正案となります。

# 【金子委員長】

今説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

# 《意見等、特になし》

それでは、「⑥市民の役割、第5条」の修正案について事務局案に賛成の方はお手元にある丸いカードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

それでは次の項目に進みます。

# 【事務局:角田】

次は、16ページの「事業者の役割、第6条」となります。

こちらも確認という形になります。

《「事業者の役割、第6条」について、法制担当者からの回答(確認)》

回答 「 目的(第1条)」の「回答 」のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。

《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

こちらの修正案は二か所あります。

修正案 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる方法による情報 の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協 力するよう努めるものとします。

修正案 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人のわかる方法でコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとします。

以上が「 事業者の役割、第6条」の回答と修正案となります。

#### 【金子委員長】

今説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

#### 《意見等、特になし》

それでは、「 事業者の役割、第6条」の修正案について事務局案に賛成の方はお手元にある丸い カードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

次の項目の「 施策の推進方針、第7条」についてですが、こちらは以前からお話ししているとおりこれから考えていく部分になりますので、今はまだここには入らずに、先に進みたいと思います。それでは次の項目に進みます。

次は、20ページの「財政上の措置、第8条」となります。

こちらも確認という形になります。

《「財政上の措置、第8条」について、法制担当者からの回答(確認)》

回答 「 目的(第1条)」の「回答 」のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。

《法制担当者の意見を参考にし、事務局が考えた修正案》

修正案 市は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。 以上が「財政上の措置、第8条」の回答と修正案となります。

#### 【金子委員長】

今説明がありましたが、このことについて何か意見などありませんか。

#### 《意見等、特になし》

それでは、「財政上の措置、第8条」の修正案について事務局案に賛成の方はお手元にある丸いカードをあげて下さい。

《賛成の丸いカードがあがり、全員異議なし》

丸い賛成カード多数ということで、事務局案で決定いたします。

それでは次の項目に進みます。

#### 【事務局:角田】

最後の項目となります22ページの「 委任、第9条」に進みますが、ここについての修正箇所 は特にありませんでした。以上となります。

# 【金子委員長】

この部分については修正なしということですが宜しいでしょうか。

# 《意見等、特になし》

これで資料 1 の協議については終わりたいと思いますが、新たに出された意見もありましたので、 それらについてはまた事務局の方で確認してもらい、次回報告と協議ができればと思います。

# 《資料2:[アンケート発表のまとめ]と"施策づくり"に向けて》

# 【金子委員長】

それでは次の資料2に入りたいと思います。協議時間も少なくなってきましたがこのまま協議を 進めていきたいと思います。

事務局から一つ提案なのですが、まずはこのまま資料2に入らせてもらい、今回時間がなくなった場合でもその続きを次回行えればと思っています。

# 【金子委員長】

今事務局から進め方についての提案がありましたが皆さまいかがでしょうか。

# 《意見等、特になし》

それではそのように進めていきたいと思います。まずは資料2について事務局より説明願います。 【事務局: 角田】

資料2についてお話しします。まずは資料2の1ページ目の「はじめに」の部分から読みますので聞いてください。

前回の検討委員会で行われたアンケート発表では、生活の場面で「困ったこと」や「気になったこと」について、各委員より発表をしてもらいました。皆さんが発表した内容というのは「こうなったらいい」「こうしてほしい」という思いから出たものだと思いますし、この思いに対してどのような支援や配慮をしていけば良いのかを考えていくと、それが施策の推進方針につながっていくのではないかと事務局では考えました。今回事務局では、前回の皆さんからの発表内容を整理し、同じような内容ごとに大きく4つに分け、それぞれにタイトルをつけてみました。

- 一つ目のタイトルは、障がいをなかなか理解されない
- 二つ目のタイトルは、相手にうまく気持ちが伝わらない
- 三つ目のタイトルは、外出先やお店などで困ったことがある

最後四つ目のタイトルは、障がいのある人にとって生活がしづらい環境である

という4つのタイトルです。それぞれのタイトルに振り分けたアンケート内容について、皆さんが思うことや「こうすればいいのではないか」など、思いついたことを出し合ってもらえればと思います。そして、出された意見を事務局でまとめ、その内容から施策の案を考えていき、その案について検討していければと考えています。

以上が、資料2についての説明になります。

#### 【金子委員長】

今資料 2 についての説明がありましたが時間も少なくなってきましたので、次回から 2 ページ以降の協議に入りたいと思います。また、4 つのタイトルに分けられた内容について、次回までにそれぞれ意見を考えて用意してもらえればと思います。

# 【事務局:角田】

ここで提案があるのですが、これから話し合われるそれぞれのタイトルの意見について、例えばですが委員の皆さん以外の方からも意見を聞いていただき、次回に発表していただくのはどうかというと、これから考えてもらう意見というのは「困ったこと」

や「気になったこと」について具体的に「こうやったらいいのではないか」ということになると思います。これは施策の次に考えていく「方針書」の内容につながるのではないかと思ったところです。そういう意味で、色々な方から意見を聞くことも参考になるのではないかと思うのですが、皆さまいかがでしょうか。

# 【金子委員長】

今事務局からの提案についてですが、皆さんいかがでしょうか。

# 《意見等、特になし》

それでは、次回までに委員の皆さん以外からも意見を聞いてもらい、それらも含めて発表しても らえればと思います。

# 【市川副委員長】

もう一つ提案なのですが、4つのタイトルに入らなくても「こういうことに困っている」という 新たな意見やその解決案を考えてもらうのも、施策を考えていく幅が広がり、より良いものにな るのではないかと思いました。

# 【金子委員長】

今の市川委員の提案も含めながら、次回検討していければと思います。

それでは議事の方はこれまでとし、進行を事務局の方へお返しします。

# 4. その他

#### 【事務局:高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まず、本日の会議について振り返りたいと思います。本日の会議では、条例のたたき台について法制担当に確認してもらった内容の報告と修正案の確認が行われましたが、その中で新たな意見が出されました。次回もその意見の確認報告と修正案について確認をしていただきたいと思います。そしてもうつは、アンケート内容を4つのタイトルにまとめたものについて、委員の皆さまや委員の皆さま以外の方からも意見を聞いていただき、次回発表してもらいたいと思います。またその発表された内容が今後の施策につながると思いますので、それらについてもこれから検討していければと思います。それでは最後に今日の感想などがあればお話しいただければと思います。

#### 《発言等、特になし》

それでは、今日話された内容を事務局で整理しますので、また次回の会議でお話し合いしていただければと思います。次回の会議日程についてですが、令和5年6月30日金曜日14時から、会場はここで開催いたします。なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますので、よろしくお願いします。

# 5.閉 会

【事務局:高井】

以上をもちまして、令和5年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討 委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

# 議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年 5月23日

石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会

委員長 金子 浩治